平成２１年（フ）第２６９号
秋田県男鹿市船川港比詰字餅ケ沢260番地
破産者　夏井　　一
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６号
福島市荒町５番32号
破産者　星　　公祐
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８号
福島県二本松市金色414番地９　コーポ渡辺205号
破産者　黒谷　美佐
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２０７号
福島県伊達郡川俣町字本町81番地の１　半沢マンション202号
破産者　佐藤　　馨
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２０８号
福島県二本松市木幡字坂之下108番地
破産者　服部千賀子
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５７５号
横浜市都筑区大棚町462番地の６
破産者　阿部　岳麦
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２４号
横浜市青葉区つつじが丘23番地９　サンモール青葉台404
破産者　井上　和昭
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５３号
神奈川県大和市福田2009番地イーハトーブ渋谷102
破産者　佐藤　拓司
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９８号
横浜市戸塚区汲沢５丁目10番９―101号
破産者　栗山　秀政
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８７５号
横浜市磯子区岡村５丁目19番５―404号
破産者　石川　貴久
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１３７号
富山市安養坊707番地８
破産者　セイワ商会こと福田成和こと　宋　成和
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２００号
富山市呉羽町4215番地34、手続開始時の住所富山市呉羽町3737番地２
破産者　アイエム設備工事こと　今井　信一
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２０１号
富山市呉羽町4215番地34、破産手続開始時の住所富山市呉羽町3737番地２
破産者　今井富美子
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３２１号
富山市南大場238番地３
破産者　上野　幸美
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６６号
富山市水橋辻ヶ堂2345番地
破産者　兒島　賢治
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６７号
富山市水橋辻ヶ堂2345番地
破産者　兒島富喜子
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７９号
富山県滑川市有金1076番地２
破産者　寿造形こと　柳　　英一
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７号
石川県珠洲市飯田町14部69番地
破産者　杉浦　平吉
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２０年（フ）第９５号
岐阜県下呂市萩原町奥田洞275番地３
破産者　小林　和美
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係